

宮崎県医師確保計画（案）概要

宮崎県地域医療対策協議会
令和5年12月7日
資料1-1

1 総論

計画策定の趣旨

- 医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画として、医師偏在指標に基づく医師確保対策の実施により、医師偏在の是正を図る
- 令和18年度(2036年度)までに医師偏在是正を達成することを医師確保計画の長期的な目標として施策を実施

医師確保計画の全体像

- 医師少数区域、医師多数区域を設定し、三次医療圏・二次医療圏ごとに医師確保の方針・目標医師数・目標医師数を達成するための必要な施策を定める
- 第8次医療計画の一部として医師全体の医師確保計画並びに産科及び小児科に限定した医師確保計画を定める
- 働き方改革に関する取組、地域医療構想に関する取組、医師確保の取組を一体的に進める
- 地域医療支援機構とへき地医療支援機構が連携して医師確保に取り組む

計画の期間

- 令和6(2023)年度から令和8(2026)年度までの3年間(3年ごとに見直し)

2 現状と課題

- 本県の医師数は令和2(2020)年12月末現在で2,879人で、年々増加しているものの、医師の高齢化が進み、若手医師の確保・養成等が課題
- 宮崎東諸県医療圏に57.1%の医師が集中しており、県内地域間の医師偏在是正及びへき地医療を担う医師の確保が課題。

3 医師偏在指標

【算定式】

$$\text{医師偏在指標} = \frac{\text{標準化医師数}}{\text{地域の人口(10万人)} \times \text{地域の標準化受療率比}}$$

本県の医師偏在指標

【三次医療圏】

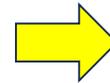
宮崎県 227.0
(全国 255.6)

【二次医療圏】

宮崎東諸県	308.1	医師多数区域
都城北諸県	171.4	医師少数区域
延岡西臼杵	160.5	医師少数区域
日南串間	180.1	どちらでもない区域
西諸	164.7	医師少数区域
西都児湯	157.7	医師少数区域
日向入郷	149.8	医師少数区域

4 医師少数区域・医師多数区域の設定

- 【考え方】** 医師偏在指標の値が、全二次医療圏の中で
上位33.3%に該当する二次医療圏を医師多数区域
下位33.3%に該当する二次医療圏を医師少数区域とする。
(三次医療圏も同様の考え方)



- 本県は医師少数県
- 宮崎東諸県医療圏が医師多数区域
- その他日南串間医療圏を除く全ての二次医療圏が医師少数区域

5 医師の確保に関する方針

三次医療圏	二次医療圏	
	医師多数区域	医師少数区域等(日南串間医療圏含む)
医師の増加	医師少数区域等への派遣	医師の増加又は現状維持

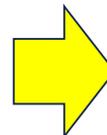
宮崎県医師確保計画（案）概要

6 目標医師数

目標医師数の設定

【三次医療圏】
二次医療圏の目標医師数の和

【二次医療圏】
・現在の標準化医師数 < 下位33.3%を脱する医師数 → 下位33.3%を脱する医師数
・現在の標準化医師数 > 下位33.3%を脱する医師数 → 現在の標準化医師数



医療圏	標準化医師数 (令和5年度)	下位33.3%を 脱する医師数 (令和8年度)	目標医師数 (令和8年度)
宮崎県	2,727	2,545	<u>2,744</u>
宮崎東諸県	1,536	887	<u>1,536</u>
都城北諸県	383	362	<u>383</u>
延岡西臼杵	257	253	<u>257</u>
日南串間	158	135	<u>158</u>
西諸	126	120	<u>126</u>
西都児湯	121	124	<u>124</u>
日向入郷	146	160	<u>160</u>

7 施策の方向

	三次医療圏	二次医療圏	
		医師多数区域	医師少数区域等（日南串間医療圏含む）
短期的施策	①医師の派遣調整 ②キャリア形成プログラムの運用 ③医師の働き方改革を踏まえた勤務環境改善支援	・医師少数区域等への派遣 ・医学生及び若手医師の養成	・圏域内の医療提供体制の整備推進 ・キャリア形成プログラム適用医師の派遣調整
長期的施策	「宮崎県医師確保・養成定着宣言」に基づき関係機関が連携		

8 産科における医師確保計画

【算定式】

$$\text{分娩取扱医師偏在指標} = \frac{\text{標準化分娩取扱医師数}}{\text{分娩件数} \div 1000 \text{件}}$$

○ 施策の方針

下位33.3%を脱する

○ 短期的施策

- ・医師の派遣調整
- ・勤務環境改善支援
- ・産科医養成数を増やすための支援

○ 長期的施策

- ・産科選択の意欲醸成
- ・専門研修資金の貸与

医療圏	区域設定	分娩取扱 医師偏在指標
宮崎県	相対的医師少数県	9.0
県央		10.8
県西	相対的医師少数区域	6.6
県北	相対的医師少数区域	7.4
県南		8.3

9 小児科における医師確保計画

【算定式】

$$\text{小児科医師偏在指標} = \frac{\text{標準化小児科医師数}}{\frac{\text{地域の年少人口}}{10 \text{万人}} \times \text{地域の標準化受療率比}}$$

○ 施策の方針

下位33.3%を脱する

○ 短期的施策

- ・医師の派遣調整
- ・勤務環境改善支援
- ・小児科医養成数を増やすための支援

○ 長期的施策

- ・小児科選択の意欲醸成
- ・専門研修資金の貸与

医療圏	区域設定	小児科 医師偏在指標
宮崎県	相対的医師少数県	96.9
県央		111.4
県西	相対的医師少数区域	73.6
県北	相対的医師少数区域	78.9
県南		128.2